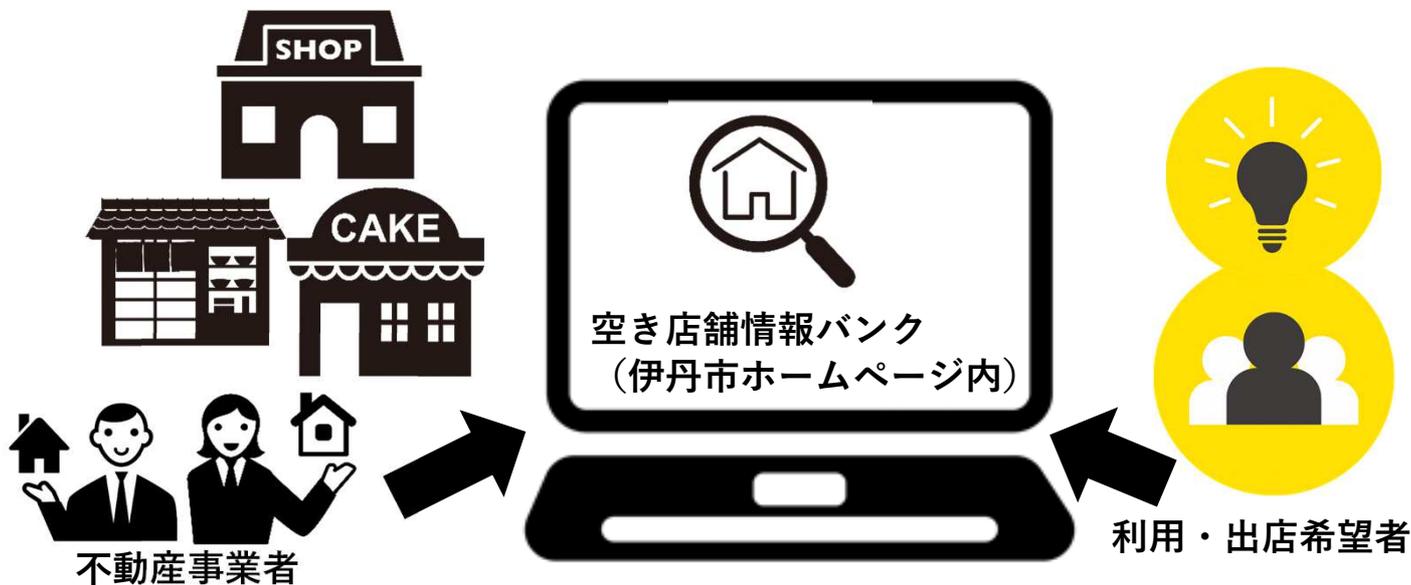


掲載する空き店舗物件を募集！

伊丹市中心市街地 空き店舗情報バンク



伊丹市中心市街地空き店舗情報バンクとは

不動産事業者が賃貸借・売買及びその仲介を行う、中心市街地内の空き店舗、空き事務所の情報を市ホームページに公開し、空き店舗等への利用・出店希望者に情報発信することにより、新規出店を促進し、商業を活性化させることを目的としています。

※市は、空き店舗等の仲介やあっ旋、利用・出店希望者との交渉、契約には関与しません。

登録できる物件

- ・中心市街地（※）の空き店舗等であること（例えば、飲食、物販、サービス、事務所等）
 - ・現に競売に付されていないもの
- ※中心市街地…西台1～5丁目、中央1～6丁目、宮ノ前1～3丁目、伊丹1～3丁目

登録できる不動産事業者

- ・当該空き店舗等の賃貸借、売買の権限を有し、又は代理若しくは仲介する権限を有していること
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと（所有者、仲介者ともに誓約書が必要。）

登録料金

無料

登録に必要な書類

- ・登録申請書
- ・情報（登録・変更）シート
- ・空き店舗の位置を示す地図、空き店舗の間取り図・写真
- ・登記事項証明書の写し
- ・誓約書（仲介者用・所有者用）

問い合わせ先
伊丹市役所
空港・にぎわい課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

登録申請の方法、
制度の詳細はこちら



TEL：072-784-8068

<https://www.city.itami.lg.jp>

2022.04 ver.1

空き店舗情報バンク 登録Q&A

Q.利用・出店希望者との仲介はしてもらえますか？

A.市は、空き店舗等の仲介やあっ旋、利用・出店希望者との交渉、契約には一切関与しません。

Q.登録はどのように行いますか？

A.所定の申請用紙（登録申請書、情報シート）に写真等の画像データ等必要な書類を添えて提出してください。

Q.対象のエリアはどこですか？

A.伊丹市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で、西台1～5丁目、中央1～6丁目、宮ノ前1～3丁目、伊丹1～3丁目のエリアです。

Q.登録内容はどのように変更・削除できますか？

A.変更する内容について、所定の申請用紙（登録内容変更等届出書、情報シート）に必要な書類を添えて提出してください。

Q.空き家は登録できますか？

A.空き家は登録できません。事業の用に供することが可能な店舗、事務所及び住宅と兼用する店舗、事務所等です。

Q.ホームページの情報はどのくらいの頻度で更新されますか？

A.登録・変更・削除の申請受付後、内容の審査等を経て、原則として14開庁日以内に行います。

Q.一度登録したらいつまで掲載されますか？

空き店舗情報バンクへの登録期間は、2年となっています。また、登録者が更新を希望するときは、登録期間が満了する1月前までに申し出てください。

問い合わせ先
伊丹市役所
空港・にぎわい課
〒664-8503 伊丹市千僧1-1

登録申請の方法、
制度の詳細はこちら



TEL : 072-784-8068
<https://www.city.itami.lg.jp>